

## 鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、若年層の文化芸術活動を支援することにより、県内の文化芸術活動の活性化を図るとともに、新たな文化芸術の創造へつなげ、将来にわたり本県の文化芸術活動を担う人材を育成することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う別表1、別表2、別表3、別表4又は別表5の第2項に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 次世代活動者育成支援事業
- (2) 地域における中学生等の文化活動推進事業
- (3) 公募展・コンクール等開催支援事業
- (4) レベルアップ支援事業
- (5) 公募展・コンクール等挑戦支援事業

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1、別表2、別表3、別表4又は別表5の第3項に掲げる経費（以下、「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、別表1、別表2、別表3、別表4又は別表5の第4項に定める率（以下、「補助率」という。）を乗じて得た額（別表1、別表2、別表3、別表4又は別表5の第4項に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てた額とする。）以下とする。

- 3 前2項の規定に関わらず、国及び本補助金以外の規則に基づく県の補助金（「文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業補助金」（平成19年3月27日付第200700000101号鳥取県文化観光局長通知）を除く。）又は交付金を受け入れている、又は受け入れる予定である事業については本補助金は交付しないものとする。
- 4 寄付行為を目的とした事業または宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業については本補助金は交付しないものとする。
- 5 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、文化政策課長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、前条第1項各号に掲げる事業区分に応じて、様式第1号から様式第1号の3までのいずれか及び様式第2号又は様式第3号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。ただし、第3条第1項第1号に掲げる事業に係る交付決定は、原則として、第4条第1項により定めた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定の通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1、別表2、別表3、別表4又は別表5の第5項に定めるもの以外の変更とする。
- 2 変更等の承認については、変更等承認申請書を受けた日から20日以内に行うものとする。

（実績報告の時期等）

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、第3条第1項各号に掲げる事業区分に応じて、様式第1号から様式第1号の3までのいずれか及び様式第2号又は様式第3号によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
  - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

- 第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域社会振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行し、令和7年度事業から適用する。

(第3条、第6条関係)

別表1 ((1) 次世代活動者育成支援事業関係)

1 補助事業の内容	文化芸術活動を行う青少年の育成を図るために文化芸術団体が実施する作品展示・舞台公演・県外又は国外を会場とする事業及びこれに付随して行われるワークショップ等。 ただし、次のア及びイの双方の要件を満たす文化芸術活動とする。 ア 出品者・出演者が高校生以下（当該年度の4月2日から翌年度の4月1日の間に18歳以下の年齢に到達する者を含む。以下同じ。）の者（5名以上）であること。ただし、指揮や伴奏など、文化芸術活動を支援するために必要な範囲に限り成人の出品・出演を認める。また、第4項イ又はウに該当する場合に限り、出品者・出演者に大学生を含めることができる（大学生のみの場合は不可）。 イ プロ（文化芸術活動を生業としている個人及び団体）を客演として招へいするものではないこと（プロとの共演又は共催が、より創造的な活動となることに顕著に寄与していると認められる場合は除く。）。
2 補助対象者	次のアからウまでの全ての要件を備える文化芸術団体（ただし、市町村、市町村文化団体及び営利を目的に活動する団体は除く。） ア 鳥取県内に活動の本拠を置く文化芸術団体であること。 イ 代表者及び所在地が明らかであること。 ウ 会計経理が明確なこと。
3 補助対象経費	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費（大道具を除く。）、印刷費、広告宣伝費及び輸送料（会場が県外又は国外の場合に限り、交通費及び宿泊費を対象とする。ただし、成人の同行者は、高校生以下の出品者・出演者の人数を上限とする）。ただし、実施団体又は共催団体の構成員（構成員が所属する団体、事業者等を含む）以外への支出と認められる経費に限る。なお、交付申請以前に行われた支出であっても、文化政策課長が補助対象事業に適合すると認めるものについては、補助対象経費として認めるものとし、補助事業の実施により収益が発生する場合、補助対象経費からその収益分を除くことは行わない。
4 補助率	1/2（上限額150千円）。ただし、次のア又はイのいずれかの要件を満たすものについては上限額を300千円、ウの要件を満たすものについては上限額を700千円とする。 ア 収容人数が概ね1,000人以上の会場を開催場所とし、かつ、出演者中、高校生以下の者の実参加人数が30人以上であること（舞台公演のみ）。 イ 県外で実施され、本県の魅力を全国に発信することが期待できること。 ウ 国外で実施され、本県の魅力を海外に発信することが期待でき、かつ、高校生以下（大学生も含めることができる）の者の実参加人数が10名以上であること。
5 重要な変更	ア 事業主体の変更 イ 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

別表2 ((2) 地域における中学生等の文化活動推進事業関係)

1 補助事業の内容	中学生等（小学生以下及び高校生も含めることができる。）を対象に、文化芸術に触れる機会を広く提供することを目的とした、文化芸術や地域の伝統芸能に関する実践的な講座、ワークショップ、教室等。ただし、次のアからエまでの全ての要件を満たすものとする。 ア 1つのテーマ又は分野につき、複数名の参加を見込み、3回以上実施すること。 イ 参加者を広く募集すること。 ウ 個人指導の形態でないこと。 エ 地域の文化活動団体や活動者の指導又は協力により実施すること。
2 補助対象者	市町村、社会教育団体、文化活動団体、特定非営利法人等、営利を目的としない団体又は法人。ただし、公共施設の指定管理者は対象とする。
3 補助対象経費	会場使用料及び付帯設備費、講師・指導者に係る経費（謝金（1時間あたり5,20

	0円を上限とする。)、交通費及び宿泊費)、消耗品費(参加者が個々に使用する用具等は除く。)、印刷費、広告宣伝費及び委託料(前掲の経費を含むものに限る。)。ただし、講師・指導者に係る経費以外の経費は、実施又は共催団体(法人)の構成員(構成員が所属する団体、事業者等を含む)以外への支出と認められる経費に限る。なお、交付申請以前に行われた支出であっても、文化政策課長が補助対象事業に適合すると認めるものについては、補助対象経費として認めるものとする。
4 補助率	10/10(上限額300千円)ただし、1申請者あたりの年間交付上限額は300千円とする。
5 重要な変更	ア 事業主体の変更 イ 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

別表3 ((3) 公募展・コンクール等開催支援事業関係)

1 補助事業の内容	高校生以下の者を対象とした、公募展又はコンクール等。ただし、次のアからエまでの全ての要件を満たすものとする。 ア 鳥取県内で開催されること。 イ 参加者を特定の団体や教室等の生徒に限らず広く募集し、県内からの参加者が見込めること。 ウ 作品の展示や演奏、演技の発表等を公開すること。 エ 有識者等の審査員による公平な審査を行い、成績優秀者を表彰すること。
2 補助対象者	次のアからウまでの全ての要件を備える団体又は法人。ただし、公共団体や公務員により構成される団体は除く。 ア 鳥取県内に活動の本拠を置くこと。 イ 代表者及び所在地が明らかであること。 ウ 会計経理が明確なこと。
3 補助対象経費	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費、印刷費、広告宣伝費、輸送料、賞状筆耕料並びに審査員に係る経費(謝金、交通費及び宿泊費)。ただし、審査員に係る経費以外の経費は、実施又は共催団体(法人)の構成員(構成員が所属する団体、事業者等を含む)以外への支出と認められる経費に限る。なお、交付申請以前に行われた支出であっても、文化政策課長が補助対象事業に適合すると認めるものについては、補助対象経費として認めるものとし、補助事業の実施により収益が発生する場合、補助対象経費からその収益分を除くことは行わない。また、審査員に係る経費の合計額は、交付申請額の1/3を限度とする。
4 補助率	10/10(上限額300千円)。ただし、1申請者あたりの年間交付上限額は300千円とする。
5 重要な変更	ア 事業主体の変更 イ 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

別表4 ((4) レベルアップ支援事業関係)

1 補助事業の内容	文化芸術団体が高校生以下の者に対して行う、文化芸術活動のレベルアップのために外部講師(参加者が臨時的に指導を受ける者を指し、恒常的に指導を受けている者は除く。)を招へいして行う講座、講習会、クリニック等で、参加者が2名以上のもの。
2 補助対象者	次のアからウまでの全ての要件を備える文化芸術団体(学校の部活動も含む。ただし、営利を目的に活動する団体は除く。) ア 鳥取県内に活動の本拠を置くこと。 イ 代表者及び所在地が明らかであること。 ウ 会計経理が明確なこと。
3 補助対象経費	会場使用料及び付帯設備費並びに講師・指導者に係る経費(謝金、交通費及び宿泊費)。
4 補助率	10/10(上限額100千円)。ただし、1申請者あたりの年間交付上限額は100千円とする。

5 重要な変更	ア 事業主体の変更 イ 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
---------	--

別表5 ((5) 公募展・コンクール等挑戦支援事業関係)

1 補助事業の内容	<p>①公募展・コンクール・講習会等への参加に対する支援          県外（オンラインは除く）で開催される全国的な公募展やコンクール等への出品・出場、講習会等（実技のレベルアップを図るため、文化芸術関係の団体・法人や芸術系の大学等が広く参加者を募集して有料で開催するものを指し、無料のもの、コンクール等に付随して開催されるもの及び個別に指導者に師事するものは除く。）への参加。ただし、美術分野の公募展に限り、県内で開催される全国公募展、一般を対象にした公募展（県展、市展等）への出品も対象とする。</p> <p>なお、部活動の一環であっても、個人で参加するものは対象とし、団体で参加するもの及び全国中学校総合文化祭又は全国（近畿）高等学校総合文化祭への参加は対象外とする。</p> <p>また、1申請者につき、当該年度中に申請できるのは1公募展・コンクール・講習会等までとし、予選等と上位大会を含めて1コンクールと数える。ただし、1コンクールが年度をまたいで開催され、前年度中に開催された予選等について本補助金の交付決定を受けている場合、上位大会に係る当該年度の申請は数に含めない。</p> <p>②入選・入賞者への支援（当該年度中に申請できるのは1回までとする。）</p> <p>【美術分野】令和6年度に県外で開催された全国的な公募展の入選・入賞者による、県外で開催される講習会等への参加、入選・入賞後の作品制作。なお、入賞者に限り、優れた美術やアートに触れる研修旅行も対象とする。</p> <p>【実演芸術分野】令和6年度に県外で開催された、単独開催のコンクールの入賞者、ブロック大会又は予選大会を経た本選大会の入選・入賞者による、県外で開催される講習会等への参加。</p>
2 補助対象者	県内に在住し、文化芸術活動を行う高校生以下の者
3 補助対象経費	<p>①公募展・コンクール・講習会等への参加に対する支援</p> <p>ア 【公募展】 出品料、出品作品に係る額装代及び輸送料。          イ 【実演芸術分野：予選・選考を経ずに出場する大会】 参加料。          ウ 【実演芸術分野：予選・選考を経て出場する大会】 参加料及び出場に係る交通費。          エ 【講習会等】 参加料及び参加に係る交通費。</p> <p>②入選・入賞者への支援</p> <p>【美術分野】 講習会等への参加に係る受講料、交通費及び宿泊費並びに作品制作に係る材料費。なお、入賞者に限り、研修旅行に係る交通費及び宿泊費も対象とする。</p> <p>【実演芸術分野】 講習会等への参加に係る受講料、交通費及び宿泊費。</p> <p>ただし、いずれの場合も、交通費及び宿泊費は、公共交通機関（タクシーを除く）を利用した場合及び補助対象者本人に係るものに限り、自家用車を利用した場合及び同行者に係るものは含まない。また、当該年度中に開催される公募展・コンクール等であって、前年度中に参加料の支払が必要なものについては、交付申請以前に行われた支出であっても、補助対象経費として認めるものとする。</p>
4 補助率	<p>①公募展・コンクール・講習会等への参加に対する支援</p> <p>ア 【公募展】 10/10（上限額15千円）。          イ 【実演芸術分野：予選・選考を経ずに出場する大会】 10/10（上限額20千円）。          ウ 【実演芸術分野：予選・選考を経て出場する大会】 10/10（上限額40千円）。          ただし、国外で開催される大会は上限額200千円。          エ 【講習会等】 10/10（上限額20千円）</p> <p>ただし、予選等と上位大会を含めて1コンクールと数える場合、上限額は80千円（国外で開催される大会を含む場合のみ280千円）とする。</p>

	<p>②入選・入賞者への支援  10/10とし、上限額は以下のとおりとする。  ア 【美術分野】全国公募展に入選した場合、30千円。  イ 【美術分野】全国公募展に入賞した場合、60千円。  ウ 【実演芸術分野：単独開催のコンクール】入賞した場合、40千円。  エ 【実演芸術分野：本選大会】入選した場合、40千円。  オ 【実演芸術分野：本選大会】入賞した場合、80千円。</p>
5 重要な変更	<p>ア 事業主体の変更  イ 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>

様式第1号 (第4条、第7条関係：(1) 次世代活動者育成支援事業、(3) 公募展・コンクール等開催支援事業に係るもの)

年度鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金補助事業計画(報告)書

1. 事業区分		(該当する区分に☑をしてください。) <input type="checkbox"/> 次世代活動者育成支援事業 <input type="checkbox"/> 公募展・コンクール等開催支援事業			
2. 事業の名称					
3. 事業の目的					
4. 実施期間					
5. 実施場所		(名称) (所在地)			
6. 事業内容		(具体的な実施内容のほか、事業の特徴、独自性、創造性、次世代育成において期待できる効果、新たな活動者や鑑賞者の掘り起こしにむけた取組、事業実施後の発展等について記載してください。公募展・コンクール等開催支援事業の場合、審査員(予定)者についても記載してください。)			
7. 実施体制		<input type="checkbox"/> 交付要綱別表1又は別表3第2項に定める基準に抵触していません。			
8. 広報	自ら行うもの (注3)				
	他で取り上げてもらうもの				
9. 入場料等の徴収(注4)		有 ・ 無 (料金設定 )			
10. 参加(予定)者数(出品数)(注5)	高校生以下	人(点)	入場(予定)者数	有料	人
	成人	人(点)		無料	人
	計	人(点)		計	人
11. 事業効果 (実績報告時記載)	鑑賞者(参加者)の声(注6)				
	成果及び課題(注7)				
12. 共催					
13. 後援					
14. 協賛等					
15. 他の補助金の活用の有無		〔有 ・ 無〕(名称: )  ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。			

16. 消費税の取り扱い	[一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者]
--------------	--

- (注1) 申請時には、別紙様式（申請者活動状況調）を添付すること。
- (注2) 申請時には、過去に同様の事業を実施している場合、事業内容及び収支決算の状況がわかる資料（直近3回）を添付すること。
- (注3) 自らが行う広報については、本補助金を財源として実施していることを明記すること。
- (注4) 入場料のほか、公募展の出品料、コンクールの参加料等について記載すること。
- (注5) 作品展示、舞台公演、公募展、コンクール等に参加（出品・出演）する人数を記載すること。なお、成人の参加は、次世代活動者育成支援事業において、高校生以下の活動を支援するために必要な範囲に限る。
- (注6) アンケート等で鑑賞者（参加者）の声を聴き、実績報告時に記載すること。
- (注7) 事業を振り返り、今後の活動に反映すべきこと等を具体的に記載すること。
- (注8) 実績報告には、実施状況を示す写真、ポスター、チラシ、プログラム、広告掲載の写し、新聞記事等を添付すること。

担当者連絡先

住 所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		





様式第1号の2 (第4条、第7条関係：(2) 地域における中学生等の文化活動推進事業に係るもの)  
 年度鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金補助事業計画(報告)書

1. 事業の名称		
2. 事業の目的		
3. 実施する講座等及び実施期間		
4. 実施計画		(各講座の対象者、実施内容、開催回数、開催場所、講師・指導者、地域の文化活動団体や活動者との関わり等について記載すること。別紙としても可。)
5. 参加料の徴収		有 ・ 無 (料金設定 )
6. 参加(予定)者数		(各講座の参加(予定)者数及び合計人数を実人数で記載すること。) 合計 人
7. 事業効果 (実績報告時記載)	参加者の感想	
	成果及び課題(注3)	
8. 他の補助金の活用の有無		[有 ・ 無] (名称： ) ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。
9. 消費税の取り扱い		[一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者]

(注1) 申請時には、別紙様式(申請者活動状況調)を添付すること。

(注2) 申請時には、過去に同様の事業を実施している場合、事業内容及び収支決算の状況がわかる資料(直近3回)を添付すること。

(注3) 事業を振り返り、今後の活動に反映すべきこと等を具体的に記載すること。

(注4) 実績報告には、実施状況を示す写真、新聞記事等を添付すること。

担当者連絡先

課名		担当者名	
連絡先	電話： E-mail：	ファクシミリ：	

様式第1号の3 (第4条、第7条関係：(4) レベルアップ支援事業に係るもの)

年度鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金補助事業計画 (報告) 書

1. 事業の目的	
2. 実施期間	
3. 実施場所	(名称) (所在地)
4. 招へいする外部講師	(氏名、所属、プロフィール等を記載してください。)
5. 指導を受ける内容	(指導によって期待できる効果等についても記載してください。)
6. 実施体制	<input type="checkbox"/> 交付要綱別表4第2項に定める基準に抵触していません。
7. 参加料の徴収	有 ・ 無 (料金設定 )
8. 参加 (予定) 者数 (注2)	人
9. 事業効果 (実績報告時記載)	参加者の感想
	成果及び課題 (注3)
10. 他の補助金の活用の有無	[ 有 ・ 無 ] (名称： )  ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先 (補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先) を記載してください。
11. 消費税の取り扱い	[一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者]

(注1) 申請時には、別紙様式 (申請者活動状況調) を添付すること。

(注2) 参加者数が2名以上であること。

(注3) 事業を振り返り、今後の活動に反映すべきこと等を具体的に記載すること。

(注4) 実績報告には、実施状況を示す写真等を添付すること。

担当者連絡先

住所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

様式第2号（第4条、第7条関係：（1）次世代活動者育成支援事業、（2）地域における中学生等の文化活動推進事業、（3）公募展・コンクール等開催支援事業、（4）レベルアップ支援事業に係るもの）

年度鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金・収支予算（決算）書

1 収入

(単位：円)

区 分	本年度予算額	本年度決算額	積算内訳
本補助金			
自己資金			
入場料（参加料）			
その他の収入 （民間・市町村補助金、企業協賛等）			
計			

(注) 市町村補助金の額の確認は、当該市町村助成額（確定額）がわかる書類により行う。

2 支出

(単位：円)

区 分	本年度予算額	本年度決算額	積算内訳
補助対象経費			
	小 計		
補助対象外経費			
	小 計		
合 計			

(注1) 決算書の補助対象経費については、内訳のわかる領収書等証拠書類を添付すること。

(注2) 会場使用料は、前日通し稽古・リハーサル、公演当日に要する経費のみ補助対象経費とする。

(注3) 付帯設備費は、会場となった施設の備品使用料のみ補助対象経費とする。

(注4) 印刷費は、プログラム、図録、ポスター、チラシ、入場券及び台本等の印刷に要する経費（チラシ等の送料も含める。）を補助対象経費とする。

(注5) 広告宣伝費は、新聞・雑誌等広告掲載、テレビ・ラジオ等放送、ダイレクトメール（送料も含める。）、看板製作等による事業周知に要する経費（新聞折込は除く。）を補助対象経費とする。

(注6) 輸送料は、輸送に係る損害保険料を含めた経費を補助対象経費とする。

(注7) 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により往復する経費を補助対象経費とする。宿泊費の補助対象上限額は、宿泊地が県内の場合は8,000円/泊、県外の場合は11,000円/泊とする。



5. 実施結果（実績報告時に記載）

結果	
参加した感想	
今後の課題、展望	

（注）参加の状況又は結果が分かるもの（参加証、結果通知等）を添付すること。

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

年度鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |          |   |   |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付要綱（令和6年3月28日付第202300299559号鳥取県地域社会振興部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

申請者 住所  
氏名  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- |                                    |   |   |
|------------------------------------|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額                  | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額            | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）            | 金 | 円 |
| 5 添付資料                             |   |   |

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）



様式第5号 別紙(第7条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1)補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区 分					非課税仕入れ	合計
	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経 費 の 内 訳	〇〇 〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇 〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇 〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2)課税売上割合 〇〇%

(3)補助金に係る仕入控除税額の計算方法

(別紙様式) (様式第1号、様式1号の2、様式第1号の3に係るもの)

### 申請団体活動状況調

(ふりがな) 団体名※		代表者 役職・氏名	
所在地	〒 電話番号 ファクシミリ番号		
団体の性格	①任意団体 (常設組織・臨時組織) ②法人 ③その他 ( )	設立年月日 (活動開始年月)	年 月 日 ( 年 月)
設立目的			
組織状況※	会員(部員)数 人/事務局スタッフ 人 役員の構成		
活動内容※			
主な活動実績・受賞歴(過去3年間程度)※			

(注1) 規約、役員名簿を作成している団体は添付すること。

(注2) 学校の部活動の場合は、※のみ記入し、組織状況の欄は部員数のみ記載すること。